

高年福祉課からのお知らせ

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

高齢者証明書の発行のご案内

65歳以上のかたに、「高齢者証明書」を発行しています。この証明書を、公共施設・興行施設等で提示すれば、割引料金で利用できます。更新の必要はありません。
■申請に必要なもの 健康保険証など本人確認ができるもの 縦2.5cm×横2.0cmの最近の写真1枚 印鑑を持参し、本人が高年福祉課窓口へ

はり・灸・あんま・マッサージ・指圧の施術料を助成

■対象 今年12月31日に70歳以上(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者は60歳以上)のかた ■利用期間 9月1日～12月31日 ■助成内容 1回1,000円の施術利用券2枚交付 ■申し込み 印鑑・健康保険証など本人確認ができるものを持参し、10月末日までに高年福祉課またはラポルテ市民サービスコーナーへ

高齢者バス運賃助成事業のご案内

70歳以上のかたに、市内運行の阪急バスで利用できる「高齢者バス運賃割引証」を交付しています。ただし、すでに交付されたかたは除きます。
■対象 70歳以上のかた ■助成内容 所定の運賃の半額で乗車できます。「割引証」を乗務員にご提示の上、ご利用ください ■発行方法 本人を証する健康保険証等と印鑑を持って高年福祉課窓口へ

家族介護慰労事業

介護保険の要介護4・5の在宅高齢者が、過去1年間に介護保険サービスを受けなかった場合、家族介護者のかたに介護慰労金を支給します。支給額は、年額12万円です。

要介護認定者のかたの障害者控除の認定について

介護保険で「要介護1」以上に認定された65歳以上の高齢者のかたは、確定申告等の際に、障害者控除を受けることのできる認定書(障害者控除対象者認定書)を交付できる場合がありますので、高年福祉課へご相談ください。
■申請に必要なもの 申請者(障害者控除を受けるかた)の証明書(保険証等)申請者の印鑑、要介護認定者のかたの証明書(保険証等)

おむつ代の医療費控除について

おむつ代について医療費控除を受ける場合、初回は医師が発行する「おむつ使用証明書」を確定申告書に添付します。2年目以降は、医師が発行する「おむつ使用証明書」にかえて、市が介護保険法に基づく要介護認定にかかる主治医意見書の内容を確認した書類(用紙は高年福祉課にあります)を確定申告書に添付することで足りる場合があります。意見書の記載内容によっては、市が書類を交付できない場合がありますので、高年福祉課介護保険担当(☎38-2024)でご確認ください。

高齢者生きがい活動支援通所事業 《生きがい対応型デイサービス》

60歳以上の家に閉じこもりがちな自立高齢者に、健康体操や手芸・絵画等の趣味活動(材料費等は実費)等のサービスを提供しています。ご利用ください。
ただし、入浴・食事および送迎のサービスはありませんので、ご了承ください。
【社会福祉協議会の事業】 問い合わせ ☎32-7530
■陽光町市営集会所 月1回金曜日・午後/フラワーアレンジメント・ゲームほか
■潮見ゆうゆう倶楽部 第3火曜日・午後/手作り作品ほか
■打出集会所 第2水曜日・午後/手作り作品・折り紙・詩吟・大正琴ほか
■春日集会所 第4木曜日・午前/小物作り・コースほか
■精道小学校コミスク会議室 第2火曜日・午後/手作り作品・歌・講演ほか
■西山幼稚園 第4土曜日・午前/歌う会
■三条コミスク会議室 第3水曜日・午後/お茶とお話の会
■浜風集会所 第3金曜日・午後/手作り作品・歌・フラワーアレンジメント
■若宮集会所 不定期・午後/カラオケ・マーチャン・フラワーアレンジメントほか
■上宮川文化センター 不定期・午後/寄せ植え・手芸ほか
■大原集会所 第3木曜日・午前/コース
■朝日ヶ丘集会所 第1木曜日・午後/気功・ちぎり絵ほか

【シルバー人材センターの事業】 問い合わせ ☎32-1414
■老人福祉会館 毎週木曜日・午後/手作り作品・体操ほか
■朝日ヶ丘ゆうゆう倶楽部 毎週月曜日・午後/同上

【ファミリーライフケアの事業】 問い合わせ ☎31-1162
■ファミリーライフケア 毎週火曜日・午後/水彩画・手芸・調理ほか



ご存じですか？ あなたのまちの

高齢者生活支援センター

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

■総合相談業務
介護保険サービスのほか、医療や保健福祉等の適切なサービス、または機関や制度の利用につなげていく支援を行います。
■権利擁護支援業務
住み慣れた地域で暮らすために、高齢者への虐待や消費者被害、また成年後見制度の活用等の権利を守る支援を行います。
■包括的・継続的ケアマネジメント業務
保健・医療・福祉・地域等のさまざまな分野とのネットワークづくりに取り組めます。
■介護予防ケアマネジメント業務
自立した日常生活が継続できるように、介護予防プランの作成や評価、また体操教室への参加支援等の介護予防に関する支援を行います。

【高齢者生活支援センターの業務】

■総合相談業務
介護保険サービスのほか、医療や保健福祉等の適切なサービス、または機関や制度の利用につなげていく支援を行います。
■権利擁護支援業務
住み慣れた地域で暮らすために、高齢者への虐待や消費者被害、また成年後見制度の活用等の権利を守る支援を行います。
■包括的・継続的ケアマネジメント業務
保健・医療・福祉・地域等のさまざまな分野とのネットワークづくりに取り組めます。
■介護予防ケアマネジメント業務
自立した日常生活が継続できるように、介護予防プランの作成や評価、また体操教室への参加支援等の介護予防に関する支援を行います。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるように、介護や健康福祉等の生活に関する身近な総合相談窓口として、市内四カ所に「高齢者生活支援センター」を設置(下表)し、それぞれの担当地区において、ご本人やご家族等からの相談に応じています。
【高齢者生活支援センターとは…】 相談無料・秘密厳守
芦屋市が委託している機関です。おおむね六十五歳以上のかたの総合相談窓口です。社会福祉士・保健師・介護支援専門員(ケアマネジャー)等の専門家が、気軽に相談に応じます。必要に応じて、ご自宅に訪問します。担当地区のセンター(下表)へ、ご相談ください。



高齢者生活支援センターの場所と連絡先

～お近くのセンターへお気軽にご相談ください～

平成22年9月現在

■東山手 高齢者生活支援センター 〈和風園内〉 ☎32-7552/☎32-9512/朝日ヶ丘町39-20	《朝日ヶ丘・岩園小学校区》 六龍荘町・岩園町・楠町・翠ヶ丘町・親玉塚町・朝日ヶ丘町・東山町
■西山手 高齢者生活支援センター 〈アクティブライフ山芦屋内〉 ☎25-7681/☎25-7687/山芦屋町9-18	《山手小学校区》 奥山・奥池町・奥池南町・山手町・山芦屋町・東芦屋町・西山町・三条町・月若町・西芦屋町・大原町・船戸町・松ノ内町・業平町・上宮川町・三条南町・前田町・清水町
■精道 高齢者生活支援センター 〈保健福祉センター内〉 ☎34-6711/☎31-0674/呉川町14-9	《精道中学校区》 打出小籠町・宮塚町・若宮町・宮川町・浜町・西蔵町・呉川町・春日町・打出町・南宮町・大東町・茶屋之町・大樹町・公光町・川西町・津知町・竹園町・精道町・浜芦屋町・平田北町・伊勢町・松浜町・平田町
■潮見 高齢者生活支援センター 〈あしや喜楽苑内〉 ☎34-4165/☎31-3714/潮見町31-1	《潮見中学校区》 若葉町・緑町・潮見町・高浜町・新浜町・浜風町・陽光町・海洋町・南浜町・涼風町

ゆうゆう倶楽部のご案内

ゆうゆう倶楽部は、防音効果のある空き教室を利用し、市内在住のおおむね60歳以上の高齢者を中心としたグループの教養・文化・趣味・世代間交流等の活動に、無料で部屋を開放しています。

ご利用は 毎日・午前9時～午後5時
(12月29日～1月3日を除く)

【潮見ゆうゆう倶楽部(潮見小学校2階)】
■定員 約20人
■申し込み 申請書に必要事項を記入し、平日・執務時間内に下記へ
■問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

【朝日ヶ丘ゆうゆう倶楽部(朝日ヶ丘小学校3階)】
■定員 約40人
■申し込み 申請書に必要事項を記入し、毎週月曜日・午前10時～正午に、下記へ
■問い合わせ 朝日ヶ丘コミュニティ・スクール (☎32-1123)

老人クラブで活動しませんか

本市には51の地域(単位)老人クラブがあり、会員総数は約3,330人です。「会員個々の人に合わせた体力づくりや予防活動」『優しい心を持ってお互いに助け合い』『進んで地域社会に奉仕する』の基本理念の下、各クラブそれぞれ地域の特色を持ち、楽しく活動しています。また、「老人クラブ連合会」を結成し、全市の活動・演芸発表会・作品展・グラウンドゴルフ大会や敬老行事のほか、各種クラブ活動も盛んです。60歳以上であれば、どなたでも加入いただけます。加入希望のかたは、直接、最寄りの老人クラブへお申し込みください。

問い合わせ 老人クラブ連合会事務局 ☎32-7558

芦屋市敬老会



15年生まれ)/77歳(昭和9年生まれ)/88歳(大正12年生まれ)/99歳(明治45年または大正元年生まれ)のかた
対象のかたには、ご案内のながきを8月中旬に郵送しています。

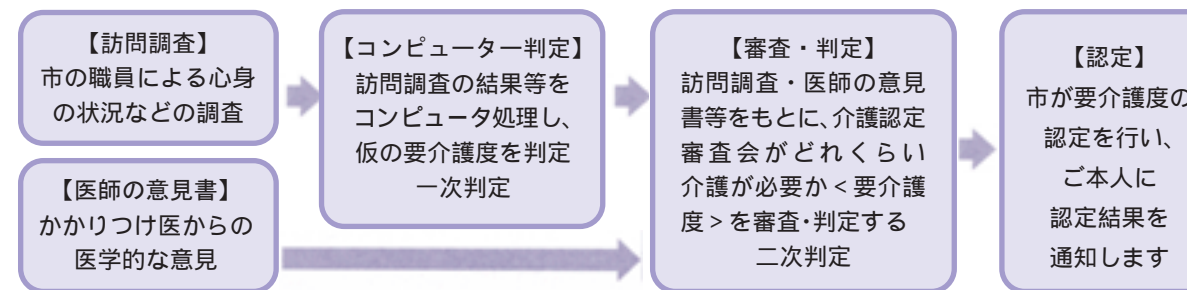
問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

支援や介護が必要になったら…

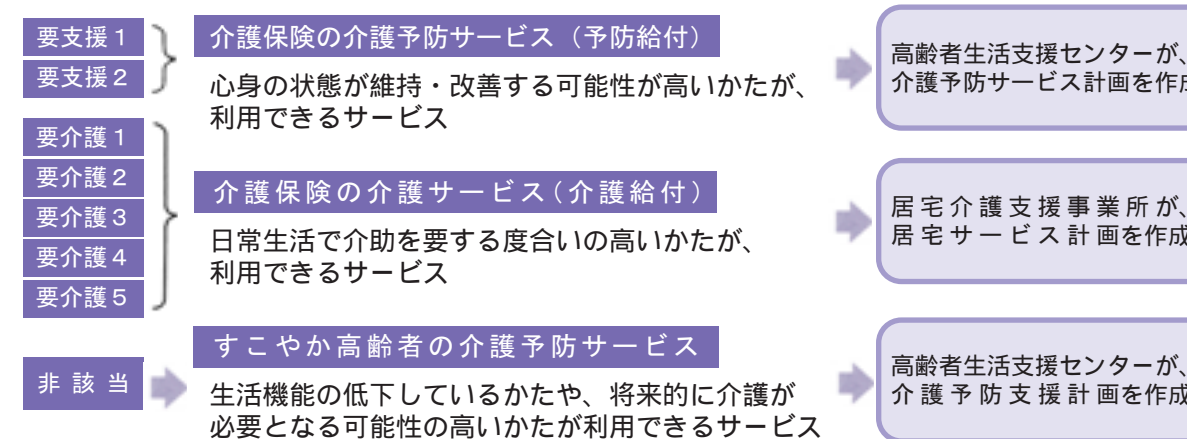
問い合わせ 高年福祉課(介護保険担当) ☎38-2024

介護や支援が必要になったと感じたら、まず地域の高齢者生活支援センターへご相談ください。相談の結果、要介護認定を受けることになった場合は、次のような流れとなります。

■要介護認定の流れ



■要介護度に応じて、次のサービスがご利用いただけます



あなたのまちの
高齢者生活支援センターへご相談ください

安心して、いきいきと暮らすために

～権利擁護に関する相談・事業をご存じですか～

本市では、保健福祉センター1階に「芦屋市権利擁護支援センター」を設置し、高齢のかたなどの権利擁護に関する相談や支援を、一元的・専門的に対応しています。そのほか、日常生活にかかわるさまざまな問題について、次のような相談を行っています。

【権利擁護相談】

■日時 毎週火曜日・午後1時30分～3時30分 ■内容 虐待をはじめ、悪徳商法や多重債務、成年後見等、高齢者の権利に関する相談 ■相談者 弁護士・司法書士・社会福祉士 ■申し込み・問い合わせ 相談日の前日までに、権利擁護支援センター(☎31-0682)へ

【福祉サービス利用援助事業】

判断能力が不十分と思われるかたに、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行い、在宅で自立して地域生活を営めるよう支援する制度です。
■申し込み・問い合わせ 社会福祉協議会(☎32-7530)

【法律相談①】

■日時 木曜日・午後1時～4時 ■内容 借地・借家、金銭貸借など ■相談者 弁護士 ■申し込み・問い合わせ 電話予約。希望週の月曜日・午前9時から、お困りです課(☎38-5401)へ

【法律相談②】

■日時 金曜日・午後1時～4時 ■内容 登記・多重債務整理など ■相談者 司法書士 ■申し込み・問い合わせ 電話予約。希望週の月曜日・午前9時から、お困りです課(☎38-5401)へ



老人の日(15日)・敬老の日(20日) 無料ご招待

老人の日・敬老の日に、県内にお住まいの65歳以上のかたを、次の施設へ無料でご招待します。
■日時 9月15日(水)20日(月・祝) 午前10時～午後5時(入館は、4時30分まで) ■対象施設 美術博物館・谷崎潤一郎記念館 ■証明等 健康保険証など年齢が確認できるものを、入館の際にご提示ください。

※9月15日(水)は、美術博物館は休館

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432/谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852

高齢者スポーツ大会

元気に、気持ちのよい汗をかきましょう。高齢者の皆さんの、多数のご参加をお待ちしています。

<雨天中止>
■日時 10月3日(日) 午前10時～
■会場 川西運動場

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044

